

がい よう ばん  
【概要版】

み よし まち しょう      しゃ ふく し けい かく  
三芳町障がい者福祉計画

だい      き      み よし まち しょう      ふく し けい かく  
第7期三芳町障がい福祉計画

だい      き      み よし まち しょう      じ ふく し けい かく  
第3期三芳町障がい児福祉計画

れい わ      ねん ど      れい わ      ねん ど  
《令和6年度～令和8年度》

れい わ      ねん      がつ  
令和6年3月

み よし まち  
三芳町

## 計画策定の背景・趣旨

三芳町においては、平成12年3月に保健・医療・福祉の総合計画として「三芳町福祉計画 めくもり・ささえあい・みどりのハートフルプラン」を策定し、高齢者・児童・障がい者・地域福祉の総合的・効果的な展開を進めてきました。また、平成19年3月には障害者自立支援法（現「障害者総合支援法」）に基づく「障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの確実な提供と質の向上に取り組んできました。

その後、数度の改定を経て、令和3年度には、「三芳町障がい者福祉計画・第6期三芳町障がい福祉計画・第2期三芳町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、障がいのある人も安心して暮らせるまちづくりを展開してきました。

このたび、同計画の策定期間の満了を迎えることに伴い、これまでの取組に加え、国・県の新たな障がい者施策の動向や各種制度の改正、障がいのある人のニーズの変化等に的確に対応し、町の障がい者福祉施策の一層の推進を図るため、「三芳町障がい者福祉計画・第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳町障がい児福祉計画」を策定します。

## 基本理念

障害者基本法では共生社会の実現に向けた基本原則として、すべての障がいのある人に「あらゆる分野の活動に参加する機会」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会」、「意思疎通のための手段についての選択の機会」、「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会」の確保と拡大が位置づけられています。またそのために、障がいを理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

三芳町に暮らす障がいのある人が、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていくためには、必要となる様々な支援の充実とともに、地域の中での支え合いや、差別や権利の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があります。

本計画は次に掲げる基本理念のもとに、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、社会参加の支援や安全・安心の取組等、幅広い施策の推進に取り組めます。

三芳町に暮らす障がいのある人もない人もすべての人が、  
お互いを認め、理解しあい、支えあいながら、  
ともに生活する社会（共生社会）の実現を目指します。

# 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を定め、施策を推進します。

## 1 情報・相談・権利擁護の充実

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者差別解消に向けた取組を強化します。

## 2 生活支援サービスの充実

福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。

## 3 保健・医療体制の充実

母子保健や精神保健福祉、緊急時の医療体制やリハビリテーション支援などに取り組みます。

## 4 障がい児支援の充実

幼稚園・保育所・学校・学校教育卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を充実します。

## 5 社会参加への支援

社会参加活動や雇用・就労支援など、主体的な活動を支える取組を進めます。

## 6 安全・安心な生活環境の整備

建物・道路・情報のバリアフリーに取り組みます。また、災害時の避難支援の取組を進めます。

## 7 地域福祉の推進

「あいサポート運動」を中心に、心のバリアフリーや障がい当事者の参画促進など、人と人とのつながりづくりに取り組みます。

# 施策の体系

基本目標	施策	事業	
1 情報・相談 ・権利擁護の充実	(1) 情報・コミュニケーション 支援の充実	① 広報紙・ガイドブックの活用	
		② ホームページ等の活用	
		③ コミュニケーション支援事業	
		④ 通訳者・奉仕員等の養成	
		⑤ 手話言語条例の推進	
	(2) 相談・ケア体制の充実	① 障がい者相談支援事業	
		② 基幹相談支援センターの整備	
		③ 自立支援協議会相談支援部会の活用	
		④ 障がい者相談窓口の充実	
		⑤ 医療的ケアが必要な方への相談支援	
	(3) 権利擁護の充実	① 成年後見制度利用支援事業	
		② 人権擁護の推進	
		③ 障がい者差別解消に向けた取組の強化	
		④ 虐待防止の取組の推進	
		⑤ 福祉サービス利用援助事業の啓発・支援	
2 生活支援サービスの 充実	(1) 日常生活の支援	① 訪問系サービスの充実	
		② 日中活動系サービスの充実	
		③ 福祉用具等の利用支援	
	(2) 移動支援	① 移動支援事業	
		② 多様な移動手段の支援	
	(3) 居住の場の確保	① 居住支援	
		② 施設入所支援	
		③ 多様な住まいの確保	
		④ 住宅改修への支援	
	(4) 経済的支援	① 各種手当の支給	
		② 医療費等の助成	
	3 保健・医療体制 の充実	(1) 健康管理・リハビリ テーション等の支援	① 健康管理の推進
② 母子保健の充実			
③ 高齢障がい者等への支援			
(2) 医療体制の充実		① 医療的ケアの充実	
		② 医療費等の助成	
		③ 緊急医療体制の確保	
		④ 難病患者への支援体制の整備	
(3) 精神保健福祉の充実		① 精神障がい者相談体制の充実	
		② こころの健康づくり事業の推進	
		③ 地域交流事業の促進	
		④ 精神障がい者の医療の充実	
			⑤ うつ病・自殺対策の充実

基本目標	施策	事業
4 障がい児支援 の充実	(1) 子どもの成長支援	①早期発見・早期対応の体制づくり ②療育支援の充実 ③継続した支援体制の確立 ④障がい児の親への支援体制の確立
	(2) 保育・教育支援の充実	①統合保育の推進 ②保育・教育相談の充実
	(3) 学校教育の充実	①特別支援教育の推進 ②教職員研修の充実 ③学校施設の整備
	(4) 放課後支援の充実	①学童保育室の充実 ②地域生活支援事業の活用
5 社会参加への支援	(1) 就労の支援	①就労相談の充実 ②障がい者雇用の促進 ③就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援 ④職業訓練の推進 ⑤就労に向けた生活習慣の確立への支援 ⑥就労支援のネットワークづくり
	(2) 福祉的就労の充実	①福祉的就労の場の拡充 ②障がい者施設生産物の販売支援
	(3) 生涯学習の推進	①情報提供の工夫 ②ボランティアの確保 ③図書館事業の充実 ④公民館事業の充実
	(4) スポーツ・文化活動 の推進	①自主サークルなどの活動支援 ②スポーツ・レクリエーション施設の充実 ③スポーツ・レクリエーション推進事業への参加促進 ④芸術文化活動への参加促進 ⑤町民体育祭への参加促進
6 安全・安心な 生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくり	①人にやさしいまちづくりの推進 ②公共施設のバリアフリー化 ③情報バリアフリーの推進
	(2) 防犯・防災対策の推進	①緊急通報体制の充実 ②災害時要援護者対策の充実 ③避難所での障がい者支援 ④防犯情報の配信 ⑤消費者保護の取組
7 地域福祉の推進	(1) あいサポート運動の推進	①啓発活動の推進 ②職員研修の充実 ③ボランティア活動の支援
	(2) 交流の場の充実	①交流保育の推進 ②みよしまつりの開催 ③福祉まつり事業への協力・支援 ④町民文化祭の開催 ⑤地域での交流活動の充実
	(3) 障がい当事者団体等の 育成支援	①障がい当事者団体等の活動支援 ②団体間のネットワークづくり
	(4) 障がい当事者参加の推進	①まちづくりへの参画 ②福祉施策検討への参画

# 障がい者福祉サービスの見込み量と確保策

## (1) 訪問系サービス

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	34人	34人	35人
	276時間	297時間	320時間
重度訪問介護	1人	1人	1人
	640時間	640時間	640時間
行動援護	18人	20人	23人
	45時間	50時間	55時間
同行援護	18人	19人	20人
	66時間	72時間	78時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間

地域移行の促進や新たに制度の対象となった難病患者の利用増加に伴い、サービス利用者が増加した場合にも十分に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

また、サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

## (2) 日中活動系サービス

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	1,806人日分	1,976人日分	2,162人日分
	75人	78人	81人
自立訓練（機能訓練）	12人日分	12人日分	12人日分
	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	12人日分	12人日分	12人日分
	1人	1人	1人
就労移行支援	93人日分	87人日分	81人日分
	5人	4人	4人
就労継続支援（A型）	97人日分	92人日分	87人日分
	6人	5人	5人
就労継続支援（B型）	863人日分	769人日分	685人日分
	58人	57人	56人
就労定着支援	12人	14人	16人
療養介護	5人	5人	5人
短期入所（福祉型）	128人日分	140人日分	153人日分
	3人	3人	2人
短期入所（医療型）	8人日分	8人日分	8人日分
	1人	1人	1人

【生活介護】

事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

【自立訓練（機能訓練、生活訓練）】

障がいのある人が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

【就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援】

町内の施設も近年では定員枠に空きがなくなりつつあり、新規の受け入れが困難な状況も生じています。障がいのある人の就労先を確保するためには、公的機関・民間企業・福祉施設がそれぞれの役割に基づき協働していく必要があります。関連機関や団体、近隣市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策を検討します。

【療養介護】

療養介護については、相談支援事業にて対応し必要に応じて指定事業所との利用調整を図ります。

【短期入所（ショートステイ）】

既存施設などと協議して、ショートステイの充実に働きかけます。

(3) 居住系サービス

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活介護（グループホーム）	33人	36人	39人
施設入所支援	33人	33人	33人

ここ数年では大きな変化は生じないと考えられますが、介助者の高齢化等に伴い、将来的には利用意向が上昇する可能性もあります。必要となったときに十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、近隣市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

(4) 相談支援

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	76人	97人	124人
地域相談支援（地域移行支援）	1人	1人	1人
地域相談支援（地域定着支援）	1人	1人	1人

計画相談支援を実施できる「特定相談事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し25事業所（当町区域6事業所含む）を指定し、事業が円滑に進むよう連携を深めます。「地域移行支援」、「地域定着支援」についても、県の指定する「指定一般相談支援事業者」と連携を深めます。

支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう、地域自立支援協議会相談支援部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化します。

(5) 障がい児通所支援

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	497人日分	550人日分	608人日分
	62人	66人	70人
放課後等デイサービス	1,486人日分	1,653人日分	1,839人日分
	191人	216人	244人
保育所等訪問支援	23人日分	38人日分	64人日分
	11人	17人	25人
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分
	0人	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分
	0人	0人	0人

「みどり学園」、「青空」において児童発達支援を行っています。障がい特性を理解した専門性のある人材の確保が課題であり、職員の研修支援とともに、民間委託も視野に入れながら職員の確保に努めます。

放課後等デイサービスについては、利用者が増加しており、町内にあるサービス提供事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市町のサービス提供事業所とも連携を図ります。

(6) 障がい児相談支援

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	29人	33人	38人

障がい児相談支援を実施できる「障がい児相談支援事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し25事業所（当町区域6事業所含む）を指定し、事業が円滑に進むよう連携を深めます。支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう地域自立支援協議会の相談支援部会、障がい児支援検討部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化します。



# 地域生活支援事業の見込み量と確保策

## 地域生活支援事業

種類	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人数	5人	6人	7人
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	331人	324人	318人
手話通訳者設置事業	箇所	1箇所	1箇所	1箇所
日常生活用具給付等事業（年間件数）				
介護・訓練支援用具	給付件数	1件	1件	1件
自立生活支援用具	給付件数	3件	3件	3件
在宅療養等支援用具	給付件数	6件	7件	8件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	7件	7件	7件
排泄管理支援用具	給付件数	846件	892件	940件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業（修了者数）	人数	1人	1人	1人
移動支援事業	人数 時間数	13人 338時間	14人 320時間	14人 303時間
地域活動支援センター	箇所	0箇所	0箇所	0箇所
その他事業				
日中一時支援事業	人数	5人	4人	4人

※数値は年間の見込み。「人数」は実利用人数、「時間数」は延べ利用時間数。

## 見込み量の確保に向けて

### ①相談支援事業

3障がいすべての相談を福祉課で実施しています。また、富士見市との共同で行ってきた相談支援事業を町単独での委託とし、相談対応人数を増やしてさらに体制を整えました。一人ひとりが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援体制を強化します。

## ②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談、支援を行います。

## ③意思疎通支援事業

要約筆記者派遣を、埼玉聴覚障害者情報センターに委託し実施します。また、手話通訳者派遣については、富士見市社会福祉協議会に委託し実施します。

町で活動できる通訳者等を養成するため手話通訳者養成講習会、手話奉仕員養成講習会、要約筆記奉仕員養成講習会を実施します。

## ④日常生活用具給付等事業

従来から行ってきた事業であり、引き続き、障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、障がいの特性に応じた日常生活用具を給付します。

## ⑤移動支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業所が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

## ⑥地域活動支援センター事業

基礎的事業及び機能強化事業については、2市1町（富士見市、ふじみ野市、三芳町）の広域で「かしの木ケアセンター」が行う同事業に対し補助をしていましたが、利用対象者の障がい状況より、平成28年10月から障害者総合支援の生活介護へ移行しました。

## ⑦日中一時支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

## 計画の推進のために

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がい当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がい当事者、障がい者支援施設、学識経験者、町民等の様々な立場からの参画を得て開催されている三芳町地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、より良い地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、「あいサポート運動」を推進し、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

今後見込まれる、障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人に必要なサービスを安定的に利用してもらえるよう、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込み量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

本町においては、庁内における進捗把握とともに、三芳町福祉計画策定審議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。



# 「あいサポート運動」<sup>うんどう</sup>について

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある人が困っていることや、障がいのある人への必要な配慮などを理解して、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会(共生社会)を皆さんと一緒に作っていく運動です。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになっていただく取組として、平成21年11月28日に鳥取県からスタートしました。

三芳町では平成26年10月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取組を進めています。

「あいサポート運動」は、まず、様々な種別の障がいを知ることからはじめます。障がいを知ることにより、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解します。そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。(特別な技術の取得は不要です。)

「あいサポート運動」を実践していく方々を「あいサポーター」と呼びます。日常生活のなかで、障がいのある人が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある人であれば、誰でもなることができます。「あいサポートバッジ」は、あいサポーターのシンボルバッジです。



「あいサポートバッジ」

発行：埼玉県入間郡三芳町  
編集：三芳町 福祉課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

電話：049-258-0019 (代表)

F A X：049-274-1051